

## 王子ネピア株式会社に対する勧告について

令和6年2月15日  
公正取引委員会

公正取引委員会は、王子ネピア株式会社（以下「王子ネピア」という。）に対し調査を行ってきたところ、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）第4条第2項第4号（不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止）の規定に違反する行為が認められたので、本日、下請法第7条第3項の規定に基づき、同社に対し勧告を行った。

### 1 違反行為者の概要

法人番号	7010001074762
名称	王子ネピア株式会社（注）
本店所在地	東京都中央区銀座五丁目12番8号
代表者	代表取締役 森平 高行
事業の概要	紙パルプ加工品等の製造販売
資本金	3億5000万円

（注）王子ネピアは、王子ホールディングス株式会社が全額出資する同社の子会社

### 2 違反事実の概要

- 王子ネピアは、資本金の額が3億円以下の法人たる事業者（以下「本件下請事業者」という。）に対し、自社が販売するマスク（以下「本件マスク」という。）の製造を委託していた。
- ア 王子ネピアは、令和2年12月頃、将来、本件マスクの製造委託先を王子ホールディングス株式会社の子会社（王子ネピアとは別の子会社）に変更する旨を本件下請事業者に伝えた上で、今後の取引について本件下請事業者と協議した結果、令和3年4月から令和4年3月末までの1年間（以下「令和3年度」という。）を納品期間として過去の年間平均納品数量に相当する数量の本件マスクを発注することを本件下請事業者との間で合意した。
- イ 王子ネピアは、令和2年12月、本件下請事業者に対し、過去の年間平均納品数量に相当する数量等を記載した令和3年度の発注書（以下「発注書面」という。）を交付した。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局経済取引局取引部下請取引調査室
電話	03-3581-3374（直通）
ホームページ	<a href="https://www.jftc.go.jp/">https://www.jftc.go.jp/</a>

- (3)ア 王子ネピアは、発注書面において、具体的な月ごとの納品数量については相談の上で決定するとしており、毎月、本件下請事業者の本件マスクの生産状況を確認しながら具体的な本件マスクの品種別の納品数量等（以下「本件納品数量」という。）を決定し、自社が納品を希望する月の約半月前に、翌月までの本件納品数量を本件下請事業者に伝達していた。本件下請事業者は、王子ネピアから伝達された本件納品数量を承諾の上、本件マスクを納品していた。
- イ 本件下請事業者は、発注書面に基づき本件マスクの製造に必要な資材や従業員を確保するための努力を続けていたところ、令和3年12月下旬、王子ネピアに対し、資材等の確保のめどが立ち、発注書面記載の数量にほぼ相当する数量の本件マスクの納品が可能であることを連絡したにもかかわらず、王子ネピアは、その連絡を受けた後、本件下請事業者に対し、令和3年度における本件マスクの合計納品数量が発注書面記載の数量の7割程度となる本件納品数量を伝達するとともに、当該納品数量を超えて本件下請事業者が生産したとしても受領する意向はない旨を伝達することにより、本件マスクの発注の一部を取り消した。
- ウ 前記イの本件マスクの発注の一部取消しにより、本件下請事業者は、既に手配していた資材に係る費用（仕入代金、倉庫までの運送料及び倉庫保管料並びに廃棄費用）及び人件費として2622万7735円超の額を負担することとなった（下請事業者1名）。
- (4) 王子ネピアは、前記(3)の行為により、本件下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、本件下請事業者の給付の内容を変更させることにより、本件下請事業者の利益を不当に害していた。
- (5) 王子ネピアは、令和5年11月22日、本件下請事業者に対し、前記(3)の行為により生じた費用に相当する額を支払っている。

### 3 勧告の概要

- (1) 王子ネピアは、次の事項を取締役会の決議により確認すること。
- ア 前記2(3)の行為が下請法第4条第2項第4号の規定に違反するものであること
- イ 今後、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付の内容を変更させることにより、下請事業者の利益を不当に害さないこと
- (2) 王子ネピアは、今後、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付の内容を変更させることにより、下請事業者の利益を不当に害することがないように、自社の発注担当者等に対する下請法の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講ずること。
- (3) 王子ネピアは、次の事項を自社の役員及び従業員に周知徹底すること。
- ア 下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、発注の一部を取り消すこ

とにより、下請事業者に生じた費用相当額を、下請事業者に対し支払ったこと

イ 前記(1)及び(2)に基づいて採った措置

(4) 王子ネピアは、次の事項を取引先下請事業者へ通知すること。

ア 下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、発注の一部を取り消すことにより、下請事業者が生じた費用相当額を、下請事業者に対し支払ったこと

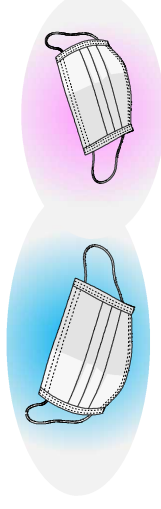
イ 前記(1)から(3)までにに基づいて採った措置

(5) 王子ネピアは、前記(1)から(4)までにに基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会へ報告すること。

王子ネピア（株）（親事業者）  
（紙パルプ加工品等の製造販売）

### ● 下請取引の内容

王子ネピアが販売するマスクの製造を委託



本件下請事業者（1名）

### ● 違反行為の概要

本件下請事業者が、マスクの製造に必要な資材等を確保して納品の意思表示を行っているにもかかわらず、王子ネピアが、令和3年度分の**発注の一部を取り消すこと**により、本件下請事業者は、既に手配していた、

- ・ 資材の仕入代金
- ・ 資材の倉庫までの運送料
- ・ 資材の倉庫保管料
- ・ 資材の廃棄費用
- ・ 人件費

を、負担することとなった。

**本件下請事業者が負担することとなった費用の総額は2622万円超**

※王子ネピアは、本件下請事業者に対し、本件下請事業者の負担額に相当する額を支払済み。



### 公正取引委員会からの勧告の内容

- 以下の2点について、取締役会の決議により確認すること
  - ・ 本件下請事業者の給付の内容を変更させることにより、利益を不当に害していた行為は、下請法の規定に違反するものであること
  - ・ 今後、下請事業者に対し不当な給付内容の変更(注)を行わないこと
- 下請法の遵守体制を整備すること など

(注) 不当な給付内容の変更及び  
不当なやり直し

下請法は、下請事業者に責任がないのに、費用を負担せずに、発注の取消しや内容変更、やり直しをさせることにより下請事業者の利益を不当に害する行為を禁止。

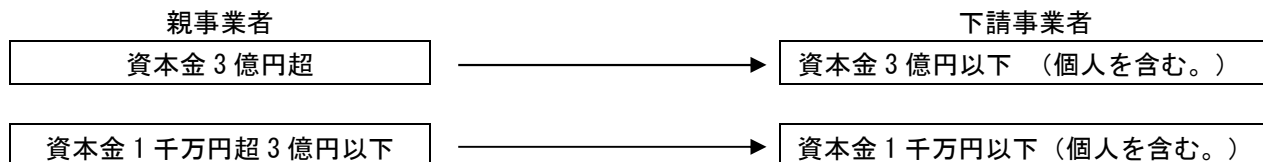
## 1 下請法の概要

### ○ 目的（第1条）

下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

### ○ 親事業者、下請事業者の定義（第2条第1項～第8項）

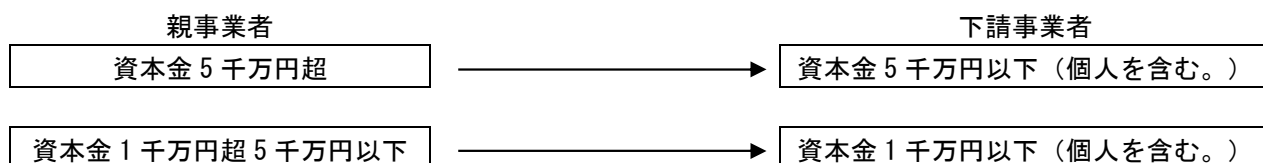
#### a. 物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物作成・役務提供委託



※ 政令で定める情報成果物作成委託…プログラム

政令で定める役務提供委託…運送、物品の倉庫における保管、情報処理

#### b. 情報成果物作成・役務提供委託（政令で定めるものを除く。）



### ○ 親事業者の義務（第2条の2、第3条、第4条の2、第5条）及び禁止事項（第4条第1項、第2項）

#### a. 義務

- (7) 書面の交付義務（第3条）
- (イ) 書類の作成・保存義務（第5条）
- (ウ) 下請代金の支払期日を定める義務（第2条の2）
- (エ) 遅延利息の支払義務（第4条の2）

#### b. 禁止事項

- (7) 受領拒否の禁止（第4条第1項第1号）
- (イ) 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）
- (ウ) 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）
- (エ) 返品禁止（第4条第1項第4号）
- (オ) 買ったたきの禁止（第4条第1項第5号）
- (カ) 購入・利用強制の禁止（第4条第1項第6号）
- (キ) 報復措置の禁止（第4条第1項第7号）
- (ク) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第4条第2項第1号）
- (ケ) 割引困難な手形の交付の禁止（第4条第2項第2号）
- (コ) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）
- (ク) 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（第4条第2項第4号）

## 2 参照条文

### ○ 下請代金支払遅延等防止法（抄）

（昭和三十一年法律第二百十号）

#### （定義）

第二条 この法律で「製造委託」とは、事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくはこれらの製造に用いる金型又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又はこれらの製造に用いる金型の製造を他の事業者に委託することをいう。

2～6 （略）

7 この法律で「親事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円を超える法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者に対し製造委託等（情報成果物作成委託及び役務提供委託にあつては、それぞれ政令で定める情報成果物及び役務に係るものに限る。次号並びに次項第一号及び第二号において同じ。）をするもの

二～四 （略）

8 この法律で「下請事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者であつて、前項第一号に規定する親事業者から製造委託等を受けるもの

二～四 （略）

9、10 （略）

#### （親事業者の遵守事項）

第四条 （略）

2 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあつては、第一号を除く。）に掲げる行為をすることによつて、下請事業者の利益を不当に害してはならない。

一～三 （略）

- 四 下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付の内容を変更させ、又は下請事業者の給付を受領した後に（役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした後に）給付をやり直させること。

#### （勧告）

第七条 （略）

2 （略）

3 公正取引委員会は、親事業者について第四条第二項各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、その親事業者に対し、速やかにその下請事業者の利益を保護するため必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。